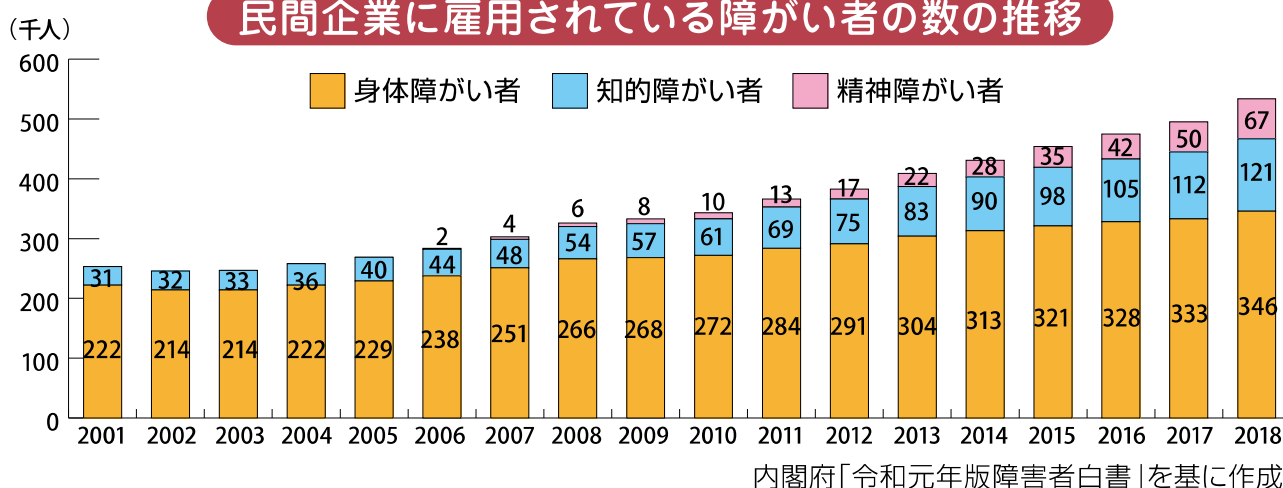


障がいのある人が障がいのない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会を実現することを目的に「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、「障害者雇用促進法」という)」が1960(昭和35)年7月25日に施行されました。その後、対象とする障がい者の範囲などの見直しが行われるなど段階的な改正を経ていきます。

2018(平成30)年の民間企業における障がい者雇用の現状を見ると、雇用障がい者数が15年連続で過去最高を更新し、534,769.5人となっています。また、障がい者である労働者の実数は437,532人となりました。雇用者のうち、身体障がい者は346,208.0人、知的障がい者は121,166.5人、精神障がい者は67,395.0人と、いずれも前年より増加し、特に精神障がい者の伸び率が大きくなっています。

### 民間企業に雇用されている障がい者の数の推移



### 障がい者である労働者のカウント方法[厚生労働省:2018(平成30)年]

短時間以外の常用雇用労働者を1人としてカウントし、短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。ただし、重度身体障がい者、重度知的障がい者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障がい者、短時間重度知的障がい者は1人としてカウント。

	短時間以外の常用雇用労働者 (週30時間以上)	短時間労働者 (週20時間以上30時間未満)
身体障がい者	1	0.5
重度	2	1
知的障がい者	1	0.5
重度	2	1
精神障がい者	1	0.5(注)

(注)特例あり 条件によって1人につき1人とみなす